

令和2年11月30日

福岡市・一般社団法人福岡市歯科医師会・株式会社ポケモンによる 歯科口腔保健推進に関する連携事業等の発表について

福岡市・一般社団法人福岡市歯科医師会・株式会社ポケモンは、福岡市のこどもの歯の健全育成を推進するための連携協定を締結するとともに、三者の共同事業として「ポケモンスマイルではみがき大作戦」をスタートします。



永久歯への生え変わりが始まる小学1年生に対し、楽しみながら歯みがきと歯科医院での健診受診を習慣化するきっかけづくりを行います。

- ① **市内の小学1年生全員に、学校を通じて「歯みがきできたねシール」と「シール台紙」を配布。**
(※市内小学校（私立含む）に12月中旬配布予定)



歯みがきできたねシール



シール台紙（表紙・中面）



- ② **歯みがきが上手にできた日は、保護者の方が、シールを1枚貼る。**
- ③ **30日分貼ったら、市内の対象歯科医院にシール台紙を持って行く。**

無料歯科健診と「スペシャルステッカー」をプレゼント！

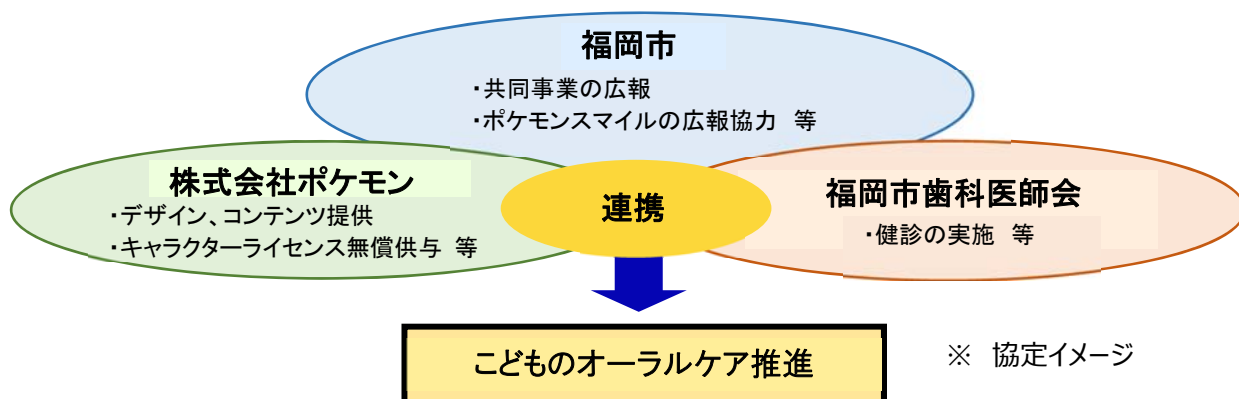
※健診は令和3年1月中旬～3月末まで実施
※対象歯科医院は、健診開始までに、市ホームページ上でお知らせします。



スペシャルステッカー

連携協定について

令和2年11月30日付で、「歯科口腔保健推進に関する連携協定（別添）」を締結しました。株式会社ポケモンと地方自治体の**歯科口腔保健に関する協定は全国初**となります。詳細は別紙をご参照ください。



こどもの歯の健全育成について

こどもの歯は、3歳頃までに乳歯が生えそろう、5～6歳頃から12～13歳頃までに永久歯に生え替わります。

歯と口の健康を生涯にわたって維持するためには、自分自身で毎日歯みがき等を行う「セルフケア」と、歯科医院で定期的にお口のクリーニングを受ける「プロフェッショナルケア」の両方が重要であり、こどものうちからしっかりと習慣化することが大切です。

ポケモンスマイルについて【公式 HP】 <https://www.pokemon-smile.jp/>

「ポケモンスマイル」はポケモンと一緒に楽しく歯みがきを習慣化する無料ゲームアプリです。歯みがきを上手にすると、ポケモンを捕まえることができ、ポケモンずかんの完成を目指したり、ポケモンキャップを集めたりと、いろいろな楽しみかたがあります。日本歯科医師会が監修に参加しており、歯みがき後にアプリ上でワンポイントアドバイスももらえます。



©2020 Pokémon. ©1995-2020 Nintendo/Creatures Inc. /GAME FREAK inc. ポケットモンスター・ポケモン・Pokémon は任天堂・クリーチャーズ・ゲームフリークの登録商標です。

本資料に関するお問い合わせ先

福岡市保健福祉局口腔保健支援センター 担当 青木、新井
TEL:092-711-4309 (内線 2054)

ポケモンスマイルアプリについて

株式会社ポケモン 広報室 TEL : 03-5775-9164



アプリダウンロード

歯科口腔保健推進に関する連携協定書

福岡市（以下「甲」という。）、株式会社ポケモン（以下「乙」という。）及び一般社団法人福岡市歯科医師会（以下「丙」という。）は、福岡市における歯科口腔保健推進に関する事業（以下「歯科口腔保健推進事業」という。）に関して、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、福岡市におけるこどもの歯の健全育成を推進するため、甲乙丙が互いの資源を活用しながら歯科口腔保健の推進について連携・協力するにあたり、必要な事項を定めることを目的に締結する。

（協力事項）

第2条 甲乙丙は、互いの価値を認め、立場を尊重し合い、誠意をもって積極的に連携・協力を努める。

2 連携・協力する内容は次に掲げるものとする。

- （1）甲が実施する歯科口腔保健推進事業に関すること。
- （2）乙が運営する歯磨き習慣付けアプリ「ポケモンスマイル」に関すること。
- （3）第1号及び第2号について丙が実施する監修及び支援に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な取り組みに関すること。

3 前項に定める事項の具体的な内容については、甲乙丙協議の上で別途取り決める。

（秘密の保持）

第3条 甲乙丙は、法令の定めがある場合を除き、事前に相手方の書面による承諾を得ない限り、本協定の履行に伴い知りえた相手方の秘密を外部へ漏らし、又は本協定を履行する以外の目的に使用してはならない。ただし、乙は、自己の子会社に対して、本協定の履行に必要な範囲で秘密を開示することができる。

2 前項の規定は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も引き続き効力を有するものとする。

（確認事項）

第4条 甲乙丙は、本協定の締結が、甲及び丙が乙以外の民間企業と連携し協力すること及び乙が甲以外の地方公共団体又は丙以外の法人と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

2 本協定の履行に関するあらゆる事項についての通知、連絡、問い合わせ等はすべて甲を通じて行い、乙丙間で直接行わないものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の1か月前までに、甲乙丙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲乙丙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙丙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年11月30日

甲 福岡県福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー8階
株式会社ポケモン
執行役員 河本 拓

丙 福岡県福岡市中央区大名一丁目12番43号
一般社団法人福岡市歯科医師会
会長 神田 晋爾